

枚方市障害者計画(第5次)
枚方市障害福祉計画(第8期)
枚方市障害児福祉計画(第4期)
骨子(案)における主な変更点

障害企画課

第1章 計画の策定にあたって

●計画の背景及び趣旨

「枚方市障害者計画」は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」として本市の障害者施策に関わる総合的な計画として策定しており、「枚方市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの基盤整備に努め障害者の自立と社会参加を実現することを目的として策定している。また、「枚方市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障害児のサービス提供の計画的な構築を行うことを目的として策定しており、これら3つの計画が、いずれも令和8年度に計画期間の終期を迎えることから、それぞれ次期計画を策定するもの。

計画名	主な内容	計画期間
障害者計画	市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、施策を総合的かつ体系的に示す	6年間
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間

●計画期間について

枚方市障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下障害福祉計画等)については、国の基本指針に沿って計画期間を令和9年度から11年度までの3年間とする。

また、枚方市障害者計画については、上位計画である障害者基本計画(5年間)の現行期間は令和5年度から令和9年度となっているが、同様に上位計画である大阪府障がい者計画(6年間)や障害福祉計画等の計画期間との整合を図るため、計画期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とする。なお、国の基本計画の改正に応じ、令和11年度に障害福祉計画等の改正に併せ、中間見直しを予定。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
枚方市障害者計画	第5次					
枚方市障害福祉計画	第8期					
枚方市障害児福祉計画	第4期					

第3章 基本理念と基本目標

●施策体系

障害福祉計画等については国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に沿って成果目標等を設定、アンケート調査の結果も反映させ計画策定を進める。

また、枚方市障害者計画については上位計画である障害者基本計画(5年間)の計画期間が令和5年度から令和9年度となっており、計画策定時から変更はないため施策体系については見直しは行わないが、令和7年6月施行の「手話に関する施策の推進に関する法律」において、障害者計画を策定する際には同法の趣旨を反映するよう規定されていることから、現行の施策体系に紐づく、各分野の個別施策として反映させていく予定。

第4章 枚方市障害者計画(第5次)

第1節 市民啓発及び地域との交流の推進

	基本方向	施策	内容
1	多様な啓発の推進	合理的配慮	令和7年6月施行の「手話に関する施策の推進に関する法律」において、障害者計画を策定する際には同法の趣旨を反映するよう規定されていることから、現行の施策体系に紐づけ、以下の分野に応じた各課に関連する個別施策を設定する。 ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条） ② 学校における手話による教育等（7条） ③ 大学等における配慮（8条） ④ 職場における環境の整備（9条） ⑤ 地域における生活環境の整備等（10条） ⑥ その他の手話の習得の支援（11条） ⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条） ⑧ 国民の理解と関心の増進（13条） ⑨ 手話の日（14条） ⑩ 人材の確保等（15条） ⑪ 調査研究の推進等（16条） ⑫ 国際交流の推進（17条） ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

第5章 障害福祉計画(第8期) 障害児福祉計画(第4期)

第2節 障害福祉計画(第8期)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関による適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進する

●国の基本指針に基づく成果目標

・精神病床への30日以上の再入院率の成果目標について

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化、相談支援体制の構築や障害福祉サービス等の整備等の地域の基盤が整備されることによって、退院患者の再入院率の改善が可能になることを踏まえて、精神科病院を退院した精神障害者の再入院に関する目標値として、退院後90日時点の30日以上の再入院率、退院後180日時点の30日以上の再入院率、退院後365日時点の30日以上の再入院率に関する令和11年度における目標値を設定する。

・心のサポーター数の成果目標について

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。

・住民のこころの状態を把握

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握する。住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度の活用を基本とする。（設定については、今後大阪府を交え各市との調整のうえ、検討予定）

3 福祉施設から一般就労へ向けての取組

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定するもの

●国の基本指針に基づく成果目標

・就労選択支援事業の利用者数に関する目標について

令和7年10月より開始された本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業について、1か所以上を設置する。

令和7年10月より、就労継続支援B型については「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となり、令和9年4月より、新たに就労継続支援A型を利用する場合や、就労移行支援の標準利用期間超の利用時の際も、同様の対象条件となることから積極的な利用を促すため、令和11年度の就労選択支援の利用者数を設定する。

5 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備の上で、これらを連携し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制、協議会の運営に関与し、個別事例の検討を通じて地域の相談支援体制の充実・強化を図るもの

●国の基本指針に基づく成果目標

- ・地域診断を行った上で体制を強化、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプラン※の件数をゼロにする。

※身近な地域に指定特定相談支援事業者または、指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプラン

第3節 障害児福祉計画(第4期)

1 障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加 ・インクルージョンの推進(1)

●国の基本指針に基づく成果目標

・重層的な地域支援体制の構築のため、令和11年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する

・4つの中核機能の確保

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通して支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

(2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）や、事業所向けの研修・事例検討等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

(3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）により、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進することや、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

(4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等の「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能（親同士のつながりをつくる等の家族支援の取組や、障害特性・発達段階に応じた適時の丁寧なモニタリングの実施等を含む。）

重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加 ・インクルージョンの推進(2)

●国の基本指針に基づく成果目標

・インクルージョン推進のための協議の場の設置

令和11年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関がインクルージョン推進にかかる連携を図る協議の場を設置

・障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和11年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する